改正内容

平成29年３月21日付けで、平成29年度以降の被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金（以下、「基金」という。）の取扱いについて下記のとおり改正があったことから、私立学校振興費（運営費）補助金の算定要素「被災私立学校復興支援事業割」の算定方法についても改正するもの。

○ 東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県に造成された基金の管理、運用、取崩し等に係る事業及び基金を活用して行われる事業は、平成32年度末まで延長すること。

○ 被災私立学校復興支援事業における基金からの取崩額の算定方法について、補助率を０．７とすること。（現行：補助率０．８）